

第2回定例会会議録

令和2年 6月 5日（金）

開 会 午前 10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和2年第2回御代田町議会定例会を開会します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） それでは、資料番号1番をお願いします。

諸般の報告

令和2年6月5日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案16件・報告2件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 広報広聴常任委員会の正副委員長を別紙のとおり選任しました。
4. 本定例会に別紙配付した請願文書表のとおり、請願1件が提出され、受理しました。
5. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
6. 本定例会における一般質問通告者は、井田理恵議員ほか2名であります。
7. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の1ページから15ページは、監査委員の例月出納検査及び定期監査報告書、

また16ページは広報広聴委員会構成表でありますので、後ほどご覧ください。

17ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議をしてありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

5月29日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和2年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案16件、報告2件の計18件であります。一般質問の通告者は3名であります。

3月定例会以後、提出された請願が1件あり、受理いたしました。

これにより、会期は、新型コロナウイルスの感染予防と関連業務にあたる職員の負担軽減のため、通常よりも会期を短縮し、本日より6月11日までの7日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、18ページをご覧ください。

第 1 日 目 6 月 5 日 金 曜 日 午 前 1 0 時 開 会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

					議案の委員会付託
第 2 日目	6 月 6 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	6 月 7 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	6 月 8 日	月曜日	午前 10 時		一般質問
第 5 日目	6 月 9 日	火曜日	午前 10 時		常任委員会
第 6 日目	6 月 10 日	水曜日	午前 10 時		全員協議会
第 7 日目	6 月 11 日	木曜日	午前 10 時		委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

19 ページをお願いします。

常任委員会

総務福祉文教常任委員会

6 月 9 日 火曜日 午前 10 時 委員会室 1、2

町民建設経済常任委員会

6 月 9 日 火曜日 午前 10 時 大会議室

次に、全員協議会

6 月 10 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1、2

で行います。

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より

6 月 11 日までの 7 日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 6 月 11 日までの 7 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 井田理恵議員

7 番 徳吉正博議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶をお願いします。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様にはお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、令和2年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種施策については、5月1日の臨時会にてお認めいただいて以来、各課の総力を挙げて取り組んでおります。国が一律一人10万円を交付する特別定額給付金については、臨時会でお認めいただいた直後から受付を開始し、町民への申請書一斉郵送は同18日と佐久管内でもいち早く行うことができました。

6月10日の予定を含め、振り込み数は5,869世帯、1万3,461人分まできており、金額ベースで84.3%まできているところでございます。町民の皆さんの素早い返信のおかげもありまして、ここまで効果的に進められていると考えております。

ただ、銀行通帳のコピーの手間などについて、御高齢の方には負担になっているとの声も聞かれるところでありまして、審査作業が落ち着いてきたところで、未申請の方の申請をどう促していくか、工夫が必要であるとも感じているところであります。また、困っていないから10万円は要らないという方もいるとは思いますが、町内経済盛り上げのためにもぜひ受け取っていただきまして、町内で使っていただきたいと、このように思っているところであります。

できるだけ給付率100%に近づける努力をしていきたいと考えております。

幅広い事業者に対し、一律10万円を支給する事業者向けみよたん給付金は、これまで142件の申請がありました。こちらは、想定よりも申請のペースが鈍いかなと感じているところであります。御自分の事業が対象になると思われていないケースもまだまだあるのではないかと感じております。気軽に御相談いただきたい

と思いますが、周知についてもなお一層努力してまいりたいと考えております。

テイクアウトに関するみよたんのお持ち帰り割引大作戦は、これまで15店の参加をいただいております。私は、このうちまだ7店しか行けていないんですけども、今後何とか全店を回りまして、SNS上などで町内外にアピールしてまいる考えであります。

新型コロナの経済的影響は、まだまだこれから出てくるものと思いますので、今後も引き続き町独自の施策でありますとか、国県と協調した施策について検討を進め、素早く実行に移してまいりたいという考えであります。

政府は、5月25日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が終了した旨を宣言したところでありますが、引き続き3つの密の回避や、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染防止対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を推進しております。

また、長野県は長野広域の9市町村に対して発令していた新型コロナウイルス警戒宣言を5月27日に解除したことによって、全県域の警戒レベルが1となりました。感染状況は落ち着いてきてはいますが、韓国や北海道、北九州市のように、感性症のリスクはどこでもいまだに存在しており、第2波、第3波に備える必要があります。

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道府県、これは東京都、北海道、埼玉県、千葉県及び神奈川県であります。これに加えて福岡県との往来については、引き続き慎重に対応していただきますよう、お願い申し上げます。

6月19日以降の対応につきましては、新しい生活様式が社会経済全体に定着するまで、おおむね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスクについて評価を行いながら、外出の自粛や行事等の開催制限を段階的に緩和することとされています。

自分自身の健康と大切な方の命を守るため、一人一人が基本的な感染防止対策の継続と新しい生活様式の実践を徹底していただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

株式会社ひらまつのリゾートホテル建設につきましては、当初の計画では7月にオープンする予定でありました。ですが、ホテル本館の車寄せの広さなど、工事内容の変更が必要になったため、11月中旬にオープンする予定と聞いてございます。

先ほど申し上げましたとおり、6月18日までの間は首都圏との往来は慎重に対応する必要がありますので、19日以降の感染状況などを見た上で、先方から経過等の説明をいただくこととしております。

さて、本日提案いたしました案件は、専決処分事項の報告3件、人事案1件、規約案1件、条例案6件、補正予算案5件、報告事項2件の計18件であります。

1件目の御代田町徴税条例の一部を改正する条例及び2件目の御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決は、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税法等及び長野県後期高齢者医療広域連合の条例が一部改正されたため、関連する部分の一部改正について、5月7日に専決処分をさせていただきます。

3件目の令和2年度御代田町一般会計補正予算（第2号）の専決は、現在、新型コロナウイルス感染症による第2波の臨時休校に備え、本議会に上程しました令和2年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）に計上したとおり、国のGIGAスクール構想による学習環境の整備を進めているところではありますが、パソコンの導入は秋以降になる見通しであることが分かっております。

中学3年生にとっては義務教育のまとめや高校受験を迎える大事な年であるため、インターネットを活用した学習環境を早期に整備する必要があると判断し、町独自でタブレットを購入し、中学3年生全員に貸与することとしました。また同時に、今年度に限りインターネット環境のない生徒を対象として、通信費を町で負担することとしました。生徒教員用の計173台分のタブレット購入費、オンライン学習支援ソフトの借り上げ料、通信費など合計で1,042万円について5月21日に専決処分をさせていただきます。

進捗状況を申し上げますと、5月末にタブレットが町のほうに入ってきて、現在、職員と先生でセットアップやアプリのダウンロードを行っていただいているところであり、来週、つまり6月第2週でありますけれども、来週ごろには生徒のもとへ届けたいと考えているところでございます。

人事案の1件につきましては、本年7月19日をもって現在第23期であります、御代田町農業委員会委員14名の任期が満了となりますので、7月20日から3年の任期が始まる第24期の農業委員会委員14名の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

規約案の1件につきましては、現在長野県町村公平委員会が共同設置している当町を含む55団体のうち、東筑摩郡築北保険衛生施設組合が、今年30日をもって解散することとなりまして、同日付で公平委員会を脱退することとなりました。それに伴いまして、共同設置団体それぞれの議会議決をお願いするものであります。

条例案の6件につきましては、1件目の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、国が実施している農地利用最適化交付金事業を活用して、今年7月20日から任期3年が始まる第24期の農業委員会委員14名と、農地利用最適化推進委員5名の報酬に、活動実績に応じた加算報酬を支払うこととするものです。

2件目の御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例案は、今年10月の国勢調査にあたり、5年前の調査区内の人口や世帯数に増減があるため、調査区の見直しを行ったことに起因するものです。調査区の数も、5年前の95区から110区に増加いたします。

3件目の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案は、本条例の中で引用している法律の名称及び条項が一部改正されたため、関連する部分を一部改正するものです。

4件目の御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法施行令などが一部改正され、低所得者層の介護保険料の軽減に係る国の基準が示されたことに起因するものです。

5件目の御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、民法の一部を改正する法律が施行されたことに起因し、補償基礎額が増額となり、法定利率を改定するものであります。

6件目の御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、国が定める同様の基準が一部改正され、連携施設の確保の必要性などが緩和されたことに起因するものであります。

補正予算の5件につきましては、1件目の令和2年度一般会計補正予算案（第3号）は、2億796万円を増額し、歳入歳出総額を81億335万円とするものです。

主な補正内容につきましては、文部科学省が進めるGIGAスクール構想の事業費として小中学校の構内無線LANの整備事業費、児童生徒1人1台のパソコン端

末の整備費など1億1,502万円を計上しました。財源は、国庫補助金地方債、教育施設整備基金繰入金を充てています。

また、農林水産業施設災害復旧費として8,069万円を計上しました。これは、昨年10月の令和元年東日本台風の災害復旧事業費として、昨年度に仮復旧した頭首工の本復旧工事費や今年の作付に影響が少ない農地ののり面、林道などの復旧工事費を計上いたしました。財源は国庫負担金と普通交付税の措置率の高い地方債を充てております。

このほか、商工費では5月1日の臨時議会において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として議決をいただきました事業者向けみよたん給付金の増額1,200万円を計上しているところであります。

2件目の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）、3件目の後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）及び4件目の公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、それぞれ4月の人事異動に伴う職員人件費の補正予算を計上しております。

5件目の御代田町小沼水道事業会計補正予算案（第1号）は、4月の人事異動に伴う職員人件費の増額のほか、小規模配水管布設工事費の増額を計上しております。

報告事項の2件につきましては、令和元年度土地開発公社の事業報告等、並びに令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただきまして、原案どおりの御採決をいただきますようお願い申し上げます。令和2年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第43号 専決処分事項の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） おはようございます。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 4 3 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 2 年 6 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

4 ページをお願いいたします。

専第 9 号 専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和 2 年 5 月 7 日 専決

御代田町長 小園拓志

記

御代田町町税条例の一部を改正する条例であります。

5 ページをお願いいたします。

5 ページから 6 ページには改正する条文、7 ページから 8 ページでは今回改正する第 1 条関係、9 ページから 1 0 ページでは第 2 条関係の新旧対照表となっております。

今回、専決いたしました御代田町町税条例の一部を改正する条例は、2 条立てになっております。

まずは、7 ページから 8 ページの第 1 条関係で改正し、それを来年令和 3 年 1 月 1 日から 9 ページ、1 0 ページの第 2 条関係で住民税の申告に関するものを改正いたします。

改正理由ですが、政府において新型コロナウイルス感染症の世界経済に与える影響が甚大であることに鑑み、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じることとされ、地方税法等所要の法律改正が行われました。こうした状況に迅速に対応するため、御代田町町税条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、改正概要ですが、順番に、一つ目として徴収猶予の特例。二つ目としまし

て中小事業者等が所有する償却資産が事業用家屋に係る固定資産税等の権限措置。三つ目といたしまして生産性解明の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充と延長。四つ目といたしましてイベントを中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した場合の個人町民税における寄附金控除の適用。五つ目といたしまして、住宅ローン控除の適用要件の弾力化。六つ目といたしまして軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長。七つ目といたしまして法律改正に伴う引用条文等の改正となっております。

改正箇所につきましては、新旧対照表で条の改正箇所とその改正の内容について、説明させていただきます。

7 ページをお開きください。

第1条関係

施行日は公布の日であります。

第10条、読替規定であります。固定資産税の中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設、及び生産性向上のための設備投資に対する特例措置、及び期間の延長に対する条番号の追加であります。

下から5行目をお願いします。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合ですが、固定資産税等の生産性向上のための設備投資に対する特例措置を規定しております。

8 ページをお開きください。中段であります。

第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税といたしまして、税率軽減1.0%の軽減の特例措置につきまして、適用期限を6カ月延長としております。現在、令和2年9月30日までを令和3年3月31日までとしております。

その下、第23条新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等についてですが、現行の徴収猶予等の規定について、新型コロナウイルス感染症等に対する徴収猶予等についての準用のため、規定を新設しております。

続きまして、9 ページをお開きください。

第2条関係でございます。

施行日は令和3年1月1日であります。

第10条読替規定であります。固定資産税の法律改正による条ずれに伴う改正であります。

下から5行目をお願いいたします。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合も同じく固定資産税の法律改正による条ずれに伴う改正でございます。

10ページをお開きください。

第24条新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例といたしまして、個人町民税のイベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した場合の個人町民税における寄附金控除の適用であり、その下、第25条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の特例についてですが、これも個人町民税の新型コロナウイルス感染症の影響により、特別特定附則をした住宅への入居が遅れた場合の住宅ローン控除期間の特例の2条を新設しております。

施行日といたしましては、第1条関係を公布の日、第2条関係を令和3年1月1日としております。

なお、この条例案作成にあたっては、県より示された改正条例等と参考にして作成されております。

以上が専決処分させていただきました御代田町町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

大きく2点なんですけれども、質問させていただきます。

固定資産税のコロナ禍における固定資産税の減免ということでありましてけれども、減免を行った場合の財政措置というのはどのようになっているのか。また、6ページですか、第24条の中に、この部分なのか、寄附金控除の特例ということでは先ほどお話がありましたが、この文章の中の第5条第4項に規定する指定行事の中止もしくは延期ということが出ているわけなんですけれども、これはどういう、指定行事というのはどういうものなのか、また払戻請求権放棄の場合に、寄附金とみなすというでありますけれども、寄附金控除の証明書というものはどのような形で発行されていくか。また、納税者はどのような手続が必要になるのか、その点について

てお願いします。

○議長（五味高明君） 山本税務課長。

○税務課長（山本喜久男君） 専決処分書の改正条例ですが、お答えします。

固定資産税の減免の場合の財政措置はという御質問ですが、今回の税制改正、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の減収額につきましては、新たに創設されます固定資産税と都市計画税について減収補填特別交付金により、新型コロナウイルス感染症対策、地方税、減収補填特別交付金として全額国費で補填されます。

続きまして、寄附金税額控除の特例ですが、第5条第4項規定の指定行事とはどのようなものかという御質問についてですが、指定行事として6項目ございます。全ての要件を満たす行事のうち、文部科学大臣が指定したものであります。

一つ目として、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催される予定であったもの。二つ目として、不特定かつ多数を対象とするもの。三つ目として、日本国内で開催された、または開催する予定であったもの。四つ目として、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、現に中止となったもの。五つ目として、文化芸術またはスポーツに関するもの。六つ目として、中止等の場合には入場料金、参加料金の対価の払い戻しを行う規約等があるものであることとした6項目があり、次の御質問にあります払戻請求権放棄の場合に、寄附金とみなすということだが寄附金控除の証明書が発行されるのかという質問につながっていくわけですが、チケット等購入者が主催者に対し、払戻請求権の放棄を申請することで、寄附金控除の手続に必要な書類が発行されます。

一つ目として払戻請求権放棄証明書、それから二つ目として文部科学大臣から交付を受けた指定行事証明書の2件が証明書類として発行されます。

最後に、納税者はどういう手続が必要になるかという御質問についてですが、来年2月確定申告におきまして、払戻請求権放棄証明書、文部科学大臣交付の指定行事の証明書の書類を提示することによって、寄附金控除の適用をされるという決まりとなっております。

以上であります。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第6 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書11ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

12ページをお願いいたします。

専第10号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集

する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和 2 年 5 月 7 日 専決

御代田町長 小園拓志

記といたしまして、御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

13 ページが改正条例、14 ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療広域連合におきまして、傷病手当金の支給に関する条例改正が行われました。その申請書の受付事務を町で実施するため、条例を改正するものでございます。広域連合による条例改正が4月27日付で実施されたことから、5月7日専決処分とさせていただきます。

改正の概要でございますが、第2条町において行う事務、この中に第8号といたしまして、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務というものを加えるものでございます。

附則ですが、公布の日から施行し、令和2年4月27日から適用するというところで、広域連合の条例改正にあわせて遡及適用としてございます。

説明は以上でございます。御承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第45号 専決処分事項の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第45号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の15ページをお開きください。

議案第45号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

16ページをお開きください。

専第11号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

令和2年5月7日 専決

御代田町長 小園拓志

記

専決処分させていただいたのは、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

こちらは、高校受験などを控える中学3年生全員を対象として、オンライン学習を利用できるタブレット端末とインターネット環境を整備するための補正予算で、1日も早い整備が必要であるため、5月21日付専決処分いたしました。

次の予算書の1ページをお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,042万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,538万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに歳入です。

款19、繰入金、項1、基金繰入金1,042万円増額をしております。こちらは、全額、教育施設整備基金繰入金となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出になります。

款10教育費、項3中学校費、補正額1,042万円につきましては、中学3年生158名、先生15名、計173名分の学習用タブレット548万9,000円、またその学習支援ソフトの借り上げ125万2,000円、それとWi-Fi環境のない家庭の通信費としまして350万5,000円など、計上をしております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

○13番(市村千恵子君) 議席番号13番、市村千恵子です。

すみません。今説明の中で人数とかあったんですけど、すみません。もう一回、7ページのところでの部分で説明をお願いしたいと思います。

1の消耗品17万4,000円、それと通信運搬費ということで、先ほどWi-Fiっておっしゃっていたと思うんですけども、この350万5,000円の内容、それから学習支援ソフト借り上げ料125万2,000円で、どういった学習内容のソフトなのか、その点もお願いしたいと思います。

学習教育振興備品ということで、548万9,000円がこれがタブレットなのかなと思うんですけども、その内容についてもお願いしたいと思います。

また、先ほど町長のほうからタブレット自体はもう町のほうに届いて、今セットアップとかやっているっていうお話だったんですけど、すみません。改めて、いつ頃から子どもたちが利用というか、できるのか。

それと、これが3年生が卒業した後のタブレットはどのような利活用をしていくのか、その点についてお願いします。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

○教育次長（木内一徳君） それでは、お答えいたします。

まず消耗品ですが、中学3年生が教室でオンライン学習できるように、無線LANのアクセスポイント3台分でございます。こちらは、もう既に教室に設置済みでございます。

続いて、通信運搬費ですが、家庭にインターネット環境の整っていない中学3年生に対して、通信費を町で負担するものでございます。中学校のアンケート調査に基づいて、最大で60世帯を見込んで予算計上をしております。ただ、長期欠席の生徒など、まだ全てのアンケートを回収できておりません。それで、これによってネット環境の整っていない全ての世帯、まだ把握できてはおりません。ですが、実際に通信費を負担する生徒は若干減ってくるのかなというふうに思っております。

続いて、借り上げ料と学習支援ソフトの内容についてお答えいたします。

学習ソフトは、リクルートマーケティングパートナーズが運営しているインターネット予備校のスタディサプリを導入いたします。スタディサプリは、全ての学年、段階に応じたレベルの授業動画が見放題のオンライン学習ソフトでございます。中学3年生158名分を借り上げ料として計上しております。先生が使用するソフトの分は無償で提供をされます。

続いて、備品の内容ですが、タブレットですね、レノボ社のM10というタブレットを生徒と先生の分を含めて173台分、購入いたしました。インターネット環境のある生徒にはWi-Fiモデルのタブレット、インターネット環境のない生徒にはLTEモデルのタブレットを貸与いたします。

Wi-Fiが税込み2万7,126円、LTEモデルが2万9,920円で契約をいたしました。先週木曜日の5月28日に納入となりました。それで、納入となって既に中学校へ届けております。

現在、職員と先生とで備品管理用のシールの添付、ケースの取り付け、IDなど

のセットアップを行っているところでございます。今後、セキュリティーソフトやアプリの設定を行い、来週早いうちにオンライン学習できる状態で生徒に渡せることができると考えております。

教育委員会からは以上です。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、私のほうからは後利用の件についてお答えをいたします。

現時点では、職員に配布いたしまして、3点の利用を考えております。

一つ目は、業務上必要な情報収集のためのインターネット検索などを自席で、今は係ごとの島に1台ずつなんですけれども、ほかの業務とのを分断しておるような、セキュリティーのための状況のために分断して、島で1つずつ、1台ずつ使っているんですけど、これを自席で対応できるようにするというものです。

二つ目は、感染症対策として最近増えてきております国・県ほかの自治体・企業などとのWeb会議用の端末として利用することを考えております。

三つ目は、職員間におけるビジネスチャットツールとして活用していきたいというふうに考えております。

政府は、令和元年度からIT新戦略として社会全体のデジタル化に向けた取り組みを加速させています。また、Eメールやチャット、SNS、オンライン申請手続など、ITを利用したコミュニケーションや人と人がつながる新たな技術としてICTの利活用も促進しており、国が抱える様々な課題に対応するため、教育、観光、医療、防災、農林水産業、地方創生など、地域社会の様々な分野におけるICTの効果的な利活用は不可欠であるというところまで言い切っております。

最近では、IoTもののインターネットという言葉も使われるようになりまして、これまではパソコンとパソコンをつなぐインターネットだったんですけど、これはセンサーと通信機能を持ちあわせたもの、例えばスマートフォンやタブレット、テレビ、カメラ、エアコンなどのデジタル情報家電をインターネットに接続するというような動きが加速しておりまして、自動運転などもIoT技術の一つです。当町が既に運用しておりますドローンにもIoT技術が取り入れられていますので、このタブレットを利用してドローンの操縦や映像の受信等も可能となってまいります。

I Tですとか、I C T、I o Tの技術進歩は非常に早く、次々に新たな技術と新たなサービスが確立してきておりますので、新たな利用方法などにも柔軟に対応し、国が推進しております行政分野のI C T化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

井田議員。

○6番（井田理恵君） 同事項につきまして、一つだけ確認をさせて、お聞きしたいと思っております。

こちらにつきましては、専決処分事項ということで、事前に各常任委員長で説明を受けました。なので、内容は確認をいたしました。その中で、一つだけセキュリティー、ウイルス対策等のセキュリティーは万全なのか、そこだけお願いいたします。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

○教育次長（木内一徳君） 万全を期したいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第46号 御代田町農業委員会の委員の選任について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第46号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、徳吉正博議員の退席を求めます。

（7番 徳吉正博君 退席）

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 議案書17ページをご覧ください。

議案第46号 御代田町農業委員会の委員の選任について

下記の者を、御代田町農業委員会の委員に選任したいから、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

本件は、現委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、同年1月31日から2月28日までに推薦及び公募による農業委員の募集を行ったところ、推薦による応募者12名、推薦のない公募者3名の計15名の応募がありました。

この結果、町で定める農業委員の定数14名に対し1名増となったことから、御代田町農業委員候補者評価委員会運営規程に基づき、町長からの求めにより、同年3月30日に御代田町農業委員候補者評価委員会を開催し、応募した全員に対して、農業委員候補者評価基準に基づく評価を行い、農業委員候補者の評価の意見を町長に提出しました。

評価委員会での評価につきましては、第24期御代田町農業委員候補者評価基準を定め、地域からの評価、農業に関する識見、候補者に関する評価の3項目の基準を設け、地域ごとに作る農作物の品目や農業規模が大きく異なることから、地域特性に着目した地域からの評価を重視した評価を行いました。

具体的には地元区や、地元農業者からの信頼度や地元との連携や調整が可能であるかどうかの観点から、地元区長や団体からの推薦の有無と、地元役員などの経験を問う地域活動への貢献度の評価基準を重視し、農業委員候補者の評価を行いました。このような背景により評価委員会からの意見に基づき、下記のとおり14名の農業委員の選任案を上程させていただきます。

記、敬称は省略させていただきます。住所、生年月日についても記載のとおりとし、省略させていただきます。

萩原 隆、区長推薦で認定農業者です。

萩原富士子、区長推薦で認定農業者です。

塚田正博、区長推薦です。

萩原正康、区長推薦で認定農業者です。

古越久男、区長推薦で認定農業者です。

山本裕之、区長推薦で認定農業者である法人の業務を執行する役員です。

浅沼伸吉、区長推薦です。

内堀孝昌、区長推薦で認定農業者です。

内堀文夫、区長推薦で認定農業者です。

飯塚仁子、一般公募です。

徳吉正博、農業経験を行っておらず、農業委員会の所掌する事項に関し、利害関係を有しない者として一般公募です。

市川 孝、区長推薦です。

大井壽尚、区長推薦で認定農業者です。

清水陽子、区長推薦です。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者及び認定農業者である法人の業務を執行する役員が委員の過半を占めることとされております。

該当する委員は8名であり、定数14名の過半を占めています。

以上、14名の農業委員の選任について同意を求めるものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第46号 御代田町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩とします。

(午前11時00分)

(休憩)

(午前11時10分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

山本税務課長より、発言の許可を求められていますので、これを許可します。

山本税務課長。

(税務課長 山本喜久男君 登壇)

○税務課長(山本喜久男君) この場をおかりしまして、御訂正をお願いいたします。

先ほど、議案第43号におかれまして承認されました専決処分事項ですが、第7ページでございます。

7ページの新旧対照表で、「改正後」と「改正後」とありますが、両方とも改正後になっておりますので、右側を「改正前」というふうに、7ページ、8ページ、9ページ、10ページと、大変申し訳ありませんが、訂正をお願いしたいと思います。

それから、7ページと9ページなんですが、附則の下、「第1条から第9条の2略」とありますが、右側も「第9条から9条の2略」となっております。大変申

し訳ありませんが、これ右側を「第1条」というふうに訂正をお願いいたします。
7ページと9ページでございます。

大変申し訳ありませんでした。

―――日程第9 議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び規約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する
地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の18ページをご覧ください。

議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年6月30日をもって東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の20ページ、新旧対照表をご覧ください。

現在、長野県町村公平委員会は、当町を含む55団体、旧のほうですが、55団体により共同設置されていますが、このうちアンダーラインを引いてあります東筑摩郡筑北保健衛生施設組合、通称筑北クリーンセンターでございますが、こちらが本年6月30日をもって解散することとなり、同日付で長野県町村公平委員会を脱退することとなったため、共同設置団体それぞれの議会議決をお願いするものです。全ての協働設置団体の議会議決がいただけましたら、7月1日以降の長野県町村公平委員会は当町を含む54団体による共同設置となります。

19ページにお戻りいただきまして、こちらが改め文となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の21ページをご覧ください。

議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の22ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、国が実施しております農地利用最適化交付金事業を活用いたしまして、本年7月20日から3年間の新たな任期が始まる第24期の農業委員会委員と、農地利用最適化推進委員の報酬月額に活動実績に応じた加算報酬を支払うこととするものでございます。

加算月額は、それぞれ町長が予算の範囲内で加算した額としておりますが、年度末に活動実績に応じた国の交付金額が確定した後に、農業委員14名と推進委員5名、計14名で割って除した額を各年度末に1回均等に配分するものです。報酬月額の基本額は変更ありません。

参考までに加算月額の上限は、1名当たり7,000円と定められておりまして、今年度の任期7月20日からとなりますが、3月31日までの8カ月分の掛ける

19名分として106万4,000円を一般会計補正予算案、今回の第3号の中で議会上程しております。

附則としまして、令和2年7月20日から施行するものでございます。

次の23ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第49号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第49号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書24ページをお開きください。

議案第49号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について

御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

本年10月に実施予定であります国勢調査の調査区設定につきましては、国の国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令におおむね50世帯とすることなどが規定されております。5年前の国勢調査の際に設定しました現行の調査区を見ますと、人口や世帯数の増減によってこの省令の基準にあわない調査区があったため、

見直しを行いました。

県に新たな調査区域図案を送ったところ、内諾とあわせまして調査区番号が附番され戻ってまいりましたので、今議会で調査区を定めております本条例別表の全部改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、本年7月1日から施行をするものでございます。

なお、今回の改正によりまして95の調査区が110となりまして、15調査区増えることとなっております。

25ページから28ページまでは改正文、29ページから33ページまでは新旧対照表となっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） 議案書34ページをご覧ください。

議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について
固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

今回上程いたします固定資産評価審査委員会条例案は、35ページには改正条例、

36 ページ、37 ページには新旧対照表となっております。

令和元年行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の改正が必要となり、内容につきましては固定資産税の改正と、それに関連するものとなっております。

改正概要につきましては、引用法令の改正により、題名の改正及び条ずれが生じたことによる改正と、不要な条文の削除であります。改正箇所につきましては、新旧対照表で説明いたします。

議案書の36 ページをご覧ください。

書面整理についてです。

第6条第2項中では、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、その行の右端、及び第2項第3号を削り、その下の行「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めます。

下から3行目では手数料の額についてでございます。

第10条第1項第2号中では、「利用法第4条」を「活用法第7条」、同項を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改めます。

そして、今回の改正条例案の附則についてですが、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第50号の提案説明は以上でございます。よろしく御審議いただきませうお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第13 議案第51号 御代田町介護保険条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第51号 御代田町介護保険条例の一部を改正

する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書38ページ、お願いをいたします。

議案第51号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

39ページが改正条例案、40ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、令和2年4月1日施行の介護保険法施行令及び介護保険の国交負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴いまして、低所得者の介護保険料軽減強化を図るため、条例を改正するものでございます。

概要でございますが、第6条第1項でこちら元号を改めます。

それから、6条第2項におきまして、所得段階が第1段階の1号被保険者の令和2年度の介護保険料を算出する際に、基準額に乗じます調整率を引き下げることによって、保険料を1万6,590円と改めるものです。

6条第3項でございますが、改正した第2項を第2段階の1号被保険者に準用し、こちら保険料を2万7,660円と読み替えるものでございます。

また、第6条第4項におきましては、改正した第2項を第3段階の1号被保険者に準用し、保険料を3万8,720円と読み替えるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用ということで遡及適用をしております。

改正後の規定につきましては、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとして経過措置を設けております。

引き下げられます保険料につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担する仕組みとなっております。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第52号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第52号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹内消防課長。

（消防課長 竹内好則君 登壇）

○消防課長（竹内好則君） 議案書の41ページをお願いいたします。

議案第52号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

42ページをお願いいたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）でございます。

本案につきましては、令和元年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正を行うものです。また、民法の一部を改正する法律により、法定利率が改定されることに伴い、損害補償、年金、前払い一時金等が支給された場合における傷害保険年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても改正を行うものでございます。

改正案につきましては、議案書43ページから49ページの新旧対照表もあわせて御確認をお願いいたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）」に改める。

第5条第2項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改める。

第5条第3項中「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を、「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中、補償基礎額表につきましては、改正前の金額から改正後の金額に改め、同表備考第1号中「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則、施行期日といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

経過措置といたしまして、2、この条例による改正後の御代田町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかわる傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前の支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかわる傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第53号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第53号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書の50ページをお願いいたします。

議案第53号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、昨年12月、国の子ども子育て会議が開催され、その会議において、子ども子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針が決定されました。この対応方針を受け、本条例の基準省令である厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本年4月1日に施行されることに伴う条例の一部改正でございます。

51ページは改正文となります。

改正内容につきまして御説明いたしますので、52ページからの新旧対照表をご覧ください。

第7条では、現在主に3歳未満児の保育を担います家庭的保育事業者等は卒園後の受け入れ先について、保育園や幼稚園など連携する連携施設の確保が義務づけられております。これに対し、連携保育園等への先行利用調整や優先的取り扱いなどの対応策を活用することにより、引き続き教育保育の提供を受けることができる場合は、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とするというものであります。

53ページをお願いします。

第24条は引用法令の条項の変更となります。第38条ですが、まず訂正をお願いいたします。

ページ左側改正後の第38条第1項で、（1）（3）の略の次に記載は（2）と

ありますが、（４）の誤りです。おわびして訂正いたします。申し訳ありません。

この第３８条では、居宅訪問型保育事業者が母子家庭等に保育を提供できる場合として、乳幼児の保護者が夜間及び深夜に従事する場合と定めておりますが、そこに保護者の疾病、疲労、その他身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対しても居宅訪問型保育の実施が可能であることを追加するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行されます。

説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

井田議員。

６番（井田理恵君） ６番、井田理恵です。１点質問いたします。

第３８条の居宅訪問型保育事業者ということで、今御説明がありましたけれども、もう少し説明がほしいのでお願いします。

その中で、現在、町内に該当するサービスを提供する個人または事業者等がありますか。そして、併せて今後利用者のニーズがどのように予想されるのかもあわせてお願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

質問にあります居宅訪問型事業に、本条例案でもあります家庭的保育事業、それから小規模保育事業、事業所内保育事業、そういったものをあわせて地域型保育事業という分類になります。ちなみに、西軽井沢にありますおひさまは、この地域型保育事業の小規模保育事業に分類されます。

御指摘の御代田町内におきましてですが、現在、家庭的保育事業、居宅訪問型事業の提供はございません。また、それらのニーズも現在ないという把握をしておるところでございますが、今後ニーズ等が出たときには、また鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第54号 令和2年度御代田町

一般会計補正予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第54号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書54ページをお開きください。

議案第54号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書1ページをお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億796万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億335万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の２ページからの、第１表 歳入歳出予算補正につきましては、本日配付させていただいております資料番号１のほうで説明をさせていただきます。

それでは、令和２年度一般会計補正予算の内容になります。

初めに、歳入であります。主なものを申し上げます。

款１５、国庫支出金、項１、国庫負担金、３,５７７万７,０００円増額をお願いしております。

農林水産業施設災害復旧費の負担金として、３,４８６万円でございます。こちらにつきましては、令和元年東日本台風の復旧事業費として計上しました国庫負担金になります。

項２、国庫補助金５,３２９万６,０００円でございます。社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍法の一部を改正する法律に基づきまして、戸籍とマイナンバーをひもづけるための改修費に充てる補助金、１,２３１万２,０００円となっております。

また、ＧＩＧＡスクール構想の補助金としまして、５,７５５万７,０００円の収入を見込んでございます。

款１６、県支出金、項２、県補助金、３８３万９,０００円でございます。

農林水産業費に充てます強い農業担い手づくり総合支援事業交付金２２９万２,０００円、また先ほど条例の改正にありました農地利用最適化交付金１０６万４,０００円などを計上しております。

款１９、繰入金、項１、基金繰入金、７,９４０万円でございます。内訳は、財政調整基金繰入金としまして４,０７５万円、教育施設整備基金繰入金としまして３,８６５万円でございます。こちらの教育施設整備基金につきましては、ＧＩＧＡスクール構想の事業費に充ててございます。

款２１、諸収入、項４雑入、５４１万８,０００円でございます。コミュニティ事業の助成金としまして、４６０万円など計上しております。

款２２、町債、２,９７０万円の増額です。公共事業等債１,６２０万円の減につきましては、社会資本整備総合交付金事業減額に伴いまして、減としております。

学校教育施設等整備事業債１,５３０万円につきましては、こちらもＧＩＧＡスクール構想の事業費に充てるものでございます。

農地農林業施設災害復旧事業債３,０６０万円の増額です。こちらは令和元年東

日本台風の復旧費に充てる地方債となっております。

歳入合計 2 億 7 9 6 万 9, 0 0 0 円でございます。

続きまして、2 ページの歳出、お願いいたします。

款 2、総務費、項 1、総務管理費、7 8 0 万 7, 0 0 0 円でございます。このうち、コミュニティ助成事業補助金 4 6 0 万円につきましては、本年度広戸区、平和台区、それと西南の自主防災会、この 3 件が採択となっております。4 6 0 万円増額をさせていただいております。

項 3、戸籍住民台帳費、1, 2 5 5 万 3, 0 0 0 円でございます。先ほど、歳入で説明をしました社会保障税番号制度のシステム整備国庫補助金を受けまして、システム改修等の電算委託料としまして 1, 2 4 7 万 8, 0 0 0 円増額でございます。

款 3、民生費、項 2、児童福祉費、5 5 5 万 7, 0 0 0 円でございます。幼稚園施設型給付費としまして、入園の人数の増ということで 2 3 2 万 2, 0 0 0 円増額でございます。

款 6、農林水産業費、項 1、農業費、3 5 8 万 2, 0 0 0 円でございます。農業委員会の委員報酬として 1 0 6 万 4, 0 0 0 円、強い農業担い手づくり支援交付金としまして 2 2 9 万 2, 0 0 0 円増額でございます。

款 7、商工費は 1, 2 9 4 万 2, 0 0 0 円の増額です。5 月 1 日の臨時議会で計上をさせていただいております事業者向けみよたん給付金 1, 2 0 0 万円、さらに増額をお願いしております。

款 8、土木費、項 2 の道路橋梁費、3, 8 7 9 万 7, 0 0 0 円の減額です。社会資本整備総合交付金事業 3, 6 0 0 万円減額をしております。

項 4、都市計画費は 1 3 5 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。弁護士委託料公園施設の整備工事で増額お願いしましたが、公共下水道特別会計の繰出金 2 2 1 万 5, 0 0 0 円減額のため、合計で減額となっております。

3 ページ、お願いいたします。

款 1 0、教育費、項 1、教育総務費、1 億 2, 0 6 9 万円増額をお願いしております。こちら G I G A スクール構想の経費といたしまして、小中学校校内の L A N 整備委託料としまして 5, 2 1 4 万円、パソコン端末の購入費 6, 0 1 2 万円、また G I G A スクールのサポーター配置事業の委託料としまして、1 7 2 万 5, 0 0 0 円増額をお願いしております。

項6の学校給食費、428万円でございます。コロナ対策の経費の計上といたしまして、学校臨時休業対策費補助金としまして45万円、学校給食補償金としまして192万5,000円など計上しております。

以上、歳出合計2億796万9,000円となっております。

予算書の5ページにお戻りいただきまして、こちら第2表 地方債補正でございます。

初めに追加分でございます。起債の目的、学校教育施設等整備事業債、限度額としまして1,530万円です。

続きまして、起債の目的、農地農林漁業施設災害復旧費事業債、限度額としまして3,060万円でございます。

起債の方法、証書借入又は証券発行、利率は年4.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとしております。

続きまして、変更分になります。起債の目的、公共事業等債の補正前の限度額9,110万円につきまして、補正後の限度額としまして7,490万円と、1,620万円減額するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。4点お願いいたします。

まず、ページ9ページ、款15、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,800万円と大きく減額しているが、国からの交付予定額の減額からか、事業の計画に影響は出ないか、お願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金1,800万円の減額の理由について、社会資本整備交付金事業費の舗装修繕の要望額に対する内示額ですが、平成30年度が要望額1億8,000万円に対しまして、内示額6,667万円で、内示率は約37%、平成

31年度が要望額1億8,000万円に対しまして、内示額3,500万円で、内示率は約19.5%と年々減少してきております。

本年度は1億4,500万円の要望に対しまして、内示額は723万6,000円で、内示率は約5%と大変厳しい状況となっております。今年度中に追加の予算要望をする機会があります。交付金の増額を要望してまいります。大幅な増額が見込めないことから、計画しておりました4路線のうち、2路線の工事費3,600万円を減額いたします。

また、現時点の交付金内示額では、予定する1路線の計画延長に満たないため、1路線が完了できるだけの追加補助を、長野県へ優先的に充てていただくよう要望してまいります。交付金が増額とならなかった場合には、交付金内示額にあわせた工事延長を実施してまいります。

今後の計画に与える影響ですが、交付金の配分状況は国が重点事業として位置づけている橋梁事業と、通学路に関する道路事業については、本年度橋梁事業が約100%、通学路に関する道路事業については約60%の内示率となっております。その反面、舗装修繕事業などは当町の直近3年の状況から見ましても、全国的に定率とのことであり、整備に大きく影響されます。

今後も、道路局の交付金事業だけでは厳しい状況が続くと思われましますので、県または町財政部局と協議いたしまして、都市局の交付金事業や起債事業などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（荻原謙一君） 2点目です。ページ15ページ、款2総務費、項3戸籍住民台帳費、目1戸籍住民基本台帳費電算委託料1,247万8,000円は、社会保障税番号制度システム整備費補助金を受けて、システムの整備を実施するものと思われまします。電算委託料の内容をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

本事業の中身につきましては、先ほど企画財政課長から御説明させていただきましたが、住民基本台帳システムと戸籍システムの改修を行うものであります。

委託内容ですけれども、現在、国外に転出されますと、国外でのマイナンバーカードは使用できないということがございます。国外でもマイナンバーカードを利用

きるようにするため、住民基本台帳システムとそれに連動しております戸籍附票システムの改修を委託するものでございます。

以上です。

○2番（荻原謙一君） 3点目です。ページ25ページ。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、事業者向けみよたん給付金1,200万円は、5月1日の臨時議会でも4,000万円の計上があったが、支給対象者が予想より多くなったのか、お聞きします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

事業者向けみよたん給付金は、5月1日の臨時議会において4,000万円計上しましたが、その際には新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく経営が厳しくなった業者を商工会などにも確認し、日本標準産業分類の大分類に記載する8業種とした上で計上しました。8業種の事業所数は平成28年経済センサスの町内事業者数をもとに試算をし、およそ400事業所で見込んでおります。

今回の補正は、当初見込みより対象者が多かったということではなく、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、当初の8業種以外にも経営状況に影響が出ていることに鑑み、給付の対象となる業種を拡大しようとするに伴うものでございます。

今回新たに建設業、不動産物品賃貸業、学術研究専門技術サービス業や廃棄物処理業、自動車整備業、機械等処理業といった政治団体や宗教を含まない他に分類されないサービス業を加えることを検討しており、平成28年経済センサスの数値から、今回新たに追加する対象事業所数はおよそ120事業所と見込まれることから、1,200万円を今回計上しているものでございます。

○2番（荻原謙一君） 4点目です。ページ34ページ。

款11、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、町単独及び国庫補助の災害復旧費で、8,069万円の計上ではありますが、先ほど町長招集挨拶でも触れておりますが、詳しい概要の説明をお聞きします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 今回の補正は全て令和元年東日本台風の災害復旧工事として、当該年度内に実施できなかった残工事を今年度実施分として計上いたしました。

た。

町単独復旧費は、国庫補助の対象とならなかった豊昇、面替地区の農地法面の復旧 8 カ所のほか、主に同地区で新規に発見されました農道用水路の 10 カ所の復旧費として、計 18 件、2,600 万円を計上しました。

また、林道につきましては、鈴ヶ入線ほか、計 4 路線 32 件、2,878 万 8,000 円を計上しました。

農地、農業用施設、林道、あわせて合計 4,478 万 8,000 円の増額補正で、今年度内の復旧を目指しております。

国庫補助災害復旧費につきましては、農業用施設の本体工事を令和元年度の予算から組み替え、令和 2 年度事業として実施します。事業内訳は、農道 1 件、農道橋 1 件、用水路 1 件、頭首工 3 件の計 6 件で、合計 3,590 万 2,000 円です。頭首工及び用水路につきましては、令和元年度では通水を確保するなどの仮復旧のみを実施したところでございますが、単独事業と同様に今年度内の完了を目指します。

以上です。

○ 2 番（荻原謙一君） 以上で終わります。

○ 議長（五味高明君） ほかにございますか。

池田るみ議員。

○ 5 番（池田るみ君） 議席番号 5 番、池田るみです。3 点についてお聞きします。

ページ 13 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費の説明欄の 12060 ふるさと納税 PR 事業委託料 150 万円の委託の内容と委託先はどのようなところを考えているのかということと、2 点目は 33 ページ、款 10 教育費、項 6 学校給食費、目 1 共同調理場費、説明欄 18050 学校臨時休業対策費補助金 45 万円と、その下の説明欄、21001 補助金 192 万 5,000 円の、これはコロナ対策ということではありましたが、詳しい内容をお願いいたします。

○ 議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○ 企画財政課長（荻原春樹君） それでは、13 ページの款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費のふるさと納税 PR 事業委託料 150 万円について、御説明をいたします。

まず初めに、委託内容についてですが、ふるさと納税のさらなる寄附金増を目指しまして、ふるさと納税の特設ホームページ、こちらを作成したいと考えておりま

す。また、ふるさと納税返礼品のPR動画作成を予定しているところでございます。

なお、委託先につきましては、今後選定することとなりますけれども、できれば町内でノウハウを持った方もいらっしゃるといった中で、町内の方をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

○教育次長（木内一徳君） それでは、33ページの御質問に対してお答えいたします。

まず、学校臨時休業対策費補助金の内容について、お答えいたします。

この補助金は、給食調理業者が新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた衛生管理の徹底改善を図るために設備を購入した経費に対して補助金を交付するものです。現在、町内の1社から申請が出ています。事業費約61万円に対して、補助上限額である45万円を交付する予定です。補助金の負担割合は国が3分の2、町が3分の1となっております。

次に、補償金の内容についてお答えいたします。

この補償は臨時休校に伴う学校給食の中止により、既に発注してあった食材のキャンセルに対して、食材納入業者に補償金を支払うものです。申請のあった業者はパン・麺の委託業者、米飯の委託業者、牛乳の委託業者の3社です。3月分の補償金約69万円に対して、国が4分の3、町が4分の1を負担します。4月、5月については、予算見積もりの段階で給食中止日数や児童生徒の食数が確定していなかったため、概算で予算計上をしてございます。4月が12日分で78万円、5月が2日分と分散登校の10日分で45万5,000円で見積もりをしてございます。こちらについては、国からの補助がないため、コロナの対応地方創生臨時給付金を充当する予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

井田議員。

○6番（井田理恵君） 荻原議員の質問で重なりましたので、一つ追加をお願いします。

最後の34ページ、農林水産業施設災害復旧費の復旧事業債2,980万円、そ

れから下の災害復旧事業債、単独、国庫補助単独復旧債、両復旧債ですけれども、起債の交付税措置、昨年からの残りの組み替えでとお答でしたけれども、起債の交付税措置はどうなるのか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

起債につきましては、国庫補助災害復旧事業と、町単独災害復旧事業債、それぞれで計上しております。国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費3,590万2,000円に対し、激甚災害指定による補助率が97.1%で補助額が3,486万円です。したがって、補助残額の104万2,000円に充当率80%を乗じた起債額は80万円となりまして、交付税措置は起債額80万円の95%相当分の76万円が交付税措置となります。

単独事業、町単独事業につきましては、事業費40万円以上の一般単独債と40万円未満の小災害債に分かれており、一般単独債については事業費3,880万3,000円に、充当率65%を乗じた起債額が2,520万円で、交付税参入率は47.5%、1,197万円となる見込みでございます。

小災害復旧事業債につきましては、事業費598万5,000円のうち、農地については激甚充当率74%、農業用施設及び林道については、激甚充当率80%となっており、起債額の合計は460万円です。交付税参入率は100%でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時05分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

柳沢町民課長より発言の許可を求められておりますので、これを許可します。柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 先ほど条例の案の改正の説明をさせていただきましたが、条例案の新旧対照表に一部誤りが発覚しました。訂正したいと思います。

52ページをお願いいたします。

改正後、改正前がございまして、それぞれに条例の名前が書いてございます。その下、平成26年12月16日条例第27条と書いてあります。「27号」の誤りでございます。

お詫びして訂正させていただきます。重ね重ね大変申し訳ありません。

―――日程第17 議案第55号 令和2年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第55号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書55ページをお願いいたします。

議案第55号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,536万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、補正額25万5,000円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金でございますして、職員の転居に伴います住居手当分の繰入金を減額するものでございます。

歳入合計25万5,000円の減でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、補正額3万7,000円の増額でございます。こちらは、コロナ対策関連ということで、返信用の封筒の作成料等の増額となっております。

款4、項1保健事業費、25万5,000円の減額につきましては、職員の住居手当等の減額でございます。

款7、項1予備費、3万7,000円の減額でございます。

歳出合計25万5,000円の減となっております。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第56号 令和2年御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書56ページ、お願いをいたします。

議案第56号 令和2年御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ126万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,620万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、補正額13万2,000円の増額でございます。こちらですが、本年度から実施いたします高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施事業、こちら保健師1名分の人件費交付対象となっております。異動によりまして担当する保健師に変更がありましたので、交付金の上限を超えた部分、こちらを一般会計から繰り入れるものでございます。

その下、款5諸収入、項3雑入、113万7,000円の増額でございます。こちらは、先ほどの保健と介護の一体的な実施事業に対します特別調整交付金、こちら交付金の上限額いっぱいとなりますように増額をするものでございます。

歳入合計 126万9,000円の増でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3、項2保健事業費、補正額126万9,000円の増でございます。こちらは、対象となります保健師の person 費といたしまして増額となっております。

歳出合計126万9,000円でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第57号 令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第57号 令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書57ページをお願いいたします。

議案第57号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ221万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,360万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。

款4 繰入金、項1 特別会計繰入金は、一般会計からの繰り入れで、補正額221万5,000円の減額です。

したがって、歳入合計は補正額221万5,000円の減額となり、総額7億8,360万1,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 土木費、項1 都市計画費、補正額221万5,000円の減額は、人事異動に伴う一般職給与等でございます。

款2、公債費につきましては、増減がございません。

したがって、歳出の合計は補正額221万5,000円の減額となり、総額7億8,360万1,000円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第58号 令和2年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第58号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書58ページをお願いいたします。

議案第58号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出いたします。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田小沼水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条 令和元年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を、次のとおり補正する。

収益的支出につきは、第51款水道事業費用、第1項営業費用といたしまして、補正額117万5,000円の増額をお願いするもので、人事異動に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

第2項営業外費用、第4項予備費につきましては、増減がございません。

補正額の合計は117万5,000円となり、総額1億7,473万9,000円となります。

資本的支出の補正です。第2条、予算第4条中に定めた資本的支出の予算額を次の通り補正する。

資本的支出につきましては、第71款資本的支出、第1項建設改良費といたしまして、補正額550万円の増額をお願いするものです。

舗装修繕工事の実施に伴い、老朽管の布設がえ工事をあわせて行うものでございます。

第2項、企業債償還、第3項、予備費につきましては、増減がございません。

補正額の合計は、550万円の増額となり、総額8,417万6,000円となります。

2ページをお願いいたします。

第3条、予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与費、補正額116万5,000円の増額をお願いするもので、5ページにありますように、給与、手当、法定福利費及びシステム使用料をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 報告第5号 令和元年度御代田町土地開発公社事業報告、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第21 報告第5号 令和元年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書59ページをお開きください。

報告第5号 令和元年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

令和元年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、令和2年5月22日の御代田町土地開発公社理事会に提出をし承認されたので、地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告をいたします。

令和2年6月5日 提出

御代田町長 小園拓志

内容につきましては、次の第48期事業報告書により説明をいたします。

議案書の62ページをお開きください。

令和元年度第48期事業報告書

1 概要

当社は公共用地等の先行取得及び管理処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増資に寄与することを目的としている。当年度においては、やまゆり工業団地の造成を行った。

2 理事会議決事項

2回の理事会を開催しまして、下記3件を議決いたしました。

1件目としまして、土地開発公社理事長の選出について。2番目としまして、平成30年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認について、令和2年度御代田町土地開発公社事業計画（案）及び予算（案）の承認について。以上でございます。

3番、会計です。

（1）といたしまして、財産目録です。流動資産のうち、現金及び預金については807万1,353円です。内訳は、普通預金で457万1,353円、定期預金で350万円となっております。

（2）としまして、公有用地です。7,259万3,028円、内訳は旧鉄道用地で64万973円、代替用地としまして7,195万2,055円となっております。

（3）としまして、土地造成事業用地、こちらは全額やまゆり工業団地でございます。1億3,772万680円となっております。

資産合計は2億1,838万5,061円であります。

63ページ、お願いいたします。

こちら元年度の公社損益計算書になります。1番の事業収益、2番の事業原価はともにゼロ円となっております。

3番の（1）販売費及び一般管理費につきましては、17万3,000円となっております。役員報酬としまして10万2,000円、法人町民県民税7万1,000円でございます。以上のとおり、事業損失については17万3,000円となっております。

4番の事業外収益、（1）としまして受取利息393円につきましては、預金利子でございます。5番の事業外費用はゼロ円であることから、経常損益は17万2,607円となっております。6番の特別利益、7番、特別損失は共にゼロ円であるため、当期純損失、また当期損失については17万2,607円となっております。

ます。

64ページをお願いいたします。

こちらは、公社の貸借対照表であります。

資産の部です。

1番の流動資産です。内訳につきましては、現金及び預金で807万1,353円、(3)の公有用地64万973円、8番の完成土地等で1億3,772万680円です。また、(10)代替地としまして7,195万2,055円でありまして、流動資産合計、また資産合計については2億1,838万5,061円となっております。

続きまして、負債の部です。

2番、固定負債の(2)長期借入金、こちらにつきましては、土地開発基金からの借入金1億5,170万円でございます。負債合計も同額1億5,170万円となっております。

続きまして、資本の部です。

1の資本金の(1)基本財産につきましては、設立当初の町からの出資金ということで350万円であります。

2としまして準備金または欠損金であります。(1)の前期繰越準備金6,335万7,668円、また当期純損失は17万2,607円でございますので、準備金、合計6,318万5,061円でございます。

資本合計につきましては、6,668万5,061円となっております。

以上、負債資本合計は2億1,838万5,061円となりまして、上記の記載のあります資本合計と金額一致するものでございます。

続きまして、65ページです。

こちらは、土地開発公社のキャッシュフロー計算書になります。

1番としまして、事業活動によるキャッシュフローということで、昨年度実施をいたしました土地造成事業費の支出としまして、マイナス1,094万9,458円となっております。

また、人件費の支出は10万2,000円のマイナス、その他の業務支出としまして法人町県民税7万1,000円のマイナスでございます。以上が1,112万2,458円のマイナスとなっております。

また、利息の受取額として393円ございましたので、事業活動によるキャッシュフローの合計は、マイナスの1,112万2,065円となっております。

3番の財務活動によるキャッシュフローでございます。長期借入による収入といたしまして、土地開発基金の借入金1,300万円を増額してございます。また、現金及び現金同等物の増加額187万7,935円となっております。また現金及び現金同等物の期首残高が269万3,418円であったことから、期末残高は457万1,353円となっております。

以下、66ページからは決算に関する説明書、68ページからは附属明細書、74ページにつきましては令和元年度の監査報告書をいただいております。御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって令和元年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

ここで、金井建設水道課長より発言の許可を求められていますので、これを許可します。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） ただいま、令和2年度御代田町小沼水道事業会計補正予算で説明した中で、一部訂正がありますので、お願いいたします。

補正予算1ページをお願いいたします。

第1条のところで、令和元年度御代田小沼水道事業特別会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正するということで、令和元年度ではなく、令和2年度の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

―――日程第22 報告第6号 令和元年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第２２ 報告第６号 令和元年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書７５ページをお開きください。

報告第６号 令和元年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

令和２年６月５日 提出

御代田町長 小園拓志

７６ページ、お開きください。

こちらが令和元年度の繰越明許計算書の一般会計分になります。こちら７事業でございます。

款２総務費、項１総務管理費、しなの鉄道車両更新事業でございます。繰越額につきましては、１,０２９万３,０００円でございます。財源内訳でございます。このうち、１,０２０万円を地方債を充ててございます、一般財源は９万３,０００円となっております。

款６農林水産業費、項３農地費、農業競争力強化基盤整備事業、こちら繰越額４６５万７,０００円でございます。財源は、県支出金２８８万２,０００円、また地方債で８０万円、一般財源９７万５,０００円であります。

続きまして、農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業でございます。繰越額１,６３１万２,０００円です。財源内訳、県支出金７６３万４,０００円、地方債で１９０万円、一般財源は６７７万８,０００円です。

款８土木費、項２道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業のうち、道路修繕事業分になります。１,７９０万円繰り越しをいたします。財源内訳、国庫支出金で８９９万３,０００円、地方債で７４０万円、一般財源１５０万７,０００円であります。

続きまして、町単独の道路新設改良費２,４８０万円の繰り越しです。こちらは全額一般財源となっております。

款 1 1 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、国庫補助の災害復旧事業で
ございます。繰越額 5,512 万 2,000 円です。国庫負担金としまして
5,174 万円、そのほかは一般財源で 336 万 2,000 円となっております。

続きまして、款 1 1 の災害復旧費、項 2 の公共土木施設災害復旧費です。こちら
も国庫補助の災害復旧事業を繰り越しいたします。繰越額 3,520 万円で、財源
内訳は国庫支出金で 2,264 万 9,000 円、地方債で 1,080 万円、一般財源
で 175 万 1,000 円となっております。

合計 1 億 6,426 万 4,000 円で、いずれも令和元年の東日本台風の影響から
事業が遅れ、繰り越しをしたものでございます。

次の 77 ページをお願いいたします。

公共下水道事業の特別会計分でございます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、事業名、特定環境保全公共下水道建設事業でござ
います。このうち、町単独の管渠工事を繰り越しております。繰越額 1,270 万
円です。財源内訳は、地方債で 1,200 万円、一般財源で 70 万円となっておりま
す。こちらにつきましても、令和元年の東日本台風の影響から事業が遅れ、繰
り越しをしたものです。

説明は以上です。

○議長（五味高明君） 以上で報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、令和元年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 47 号から議案第 58 までについては、会議
規則第 39 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それ
ぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第23 請願第1号 「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う

経営支援を求める請願―――

○議長（五味高明君） 日程第23 請願第1号 「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援を求める請願については、お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時02分